

# 南アルプス市立落合小学校

## いじめ防止基本方針

### 内 容

- 1 いじめに関する基本的な考え方
- 2 いじめ対策の組織
- 3 いじめ未然防止の取組
- 4 いじめ早期発見の取組
- 5 いじめ発見時及び重大事態への対応
- 6 いじめ防止指導計画
- 7 その他

### 1 いじめに関する基本的な考え方

学校では大なり小なりのトラブル・単発的ないじわるの行為等が生じる。これらが生じると子どもはストレス（肉体上精神上の不具合）を抱く。これらを解決・克服していく中で子どもは、コミュニケーション力・人間関係構築力・問題解決力・社会性・道徳性・知識・忍耐力等の、生きる力を担っている重要な能力を高めていく。しかし、いじめはトラブルやいじわるの行為とは違う。

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命または心身に危険を生じる恐れがある。いじめが長引いた場合、生命維持をつかさどる脳幹に悪影響を与えることが知られている。いじめは人権を侵害する行為である。いじめは、学校の教育目標「よく学び 心豊かで たくましい児童の育成」の大きな障害となる、決して許してはならない劣悪な行為である。

本校の教育活動を推進し、全児童を健全に育てていくために、全職員による協働と、保護者・関係機関、そして関係児童等の協力により、いじめのない学校運営が肝要となる。

とはいえ、いじめはいつでもどこにでも発生する可能性がある。このことを踏まえ、いじめの未然防止・早期発見・発見時、重大事態発生時の対応に関して、落合小学校の「いじめ防止基本方針」を策定する。

#### いじめの定義

いじめとは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条より）

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当する否かを判断する。

いじめの具体的な態様 (例)

- ・冷やかしかからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ，集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことを，されたりさせられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・大人社会では許されないことをしたりさせられたりする
- ・その他

## 2 いじめ対策の組織

いじめ対策の組織として，これまで設置されてきた「生徒指導委員会」を活用する。

この委員会を中心に，教職員全員で共通理解を図り，学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

◇生徒指導委員会に所属する委員

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任とする。

必要に応じ，該当児童の学級担任・養護教諭等を加える。

また，関係諸機関職員等に協力をお願いする場合もある。

(スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，児童民生委員，駐在所員，PTA 役員等)

◇生徒指導委員会の役割

- ①積極的な生徒指導活動についての検討
- ②目立つ課題のある児童についての情報交換・対応策の検討
- ③いじめ対応（未然防止・早期発見・発見時）についての検討
- ④職員会議等での情報交換会の進行

◇生徒指導委員会の開催

- ①定例会を学期に1回以上行う。
- ②必要に応じて，臨時会を開く。
- ③いじめが発見された場合，24時間以内に生徒指導委員会「いじめ対策会議」を開催する。

## 3 いじめ未然防止の取組

- ①全職員が地域社会で立派に生活している社会人（大人）として，専門技能を獲得した指導者として，また，組織人として，堂々とした姿と笑顔で子どもの指導にあたる。児童に接する際には，人格を尊重した言葉づかいや態度での「褒めて伸ばす・褒めて寝ける」対応を心がける。
- ②一人ひとりが認められ，居場所があり，温かい人間関係が生み出される学級づくり

を行う。

- ③授業者の工夫により授業の充実を図っていく。教育課程をもとに、児童の状況に適した学習活動を構成し、明確な発問と指示により目標にせまる授業を展開する。
- ④授業の中で、自己指導能力を育成する積極的な生徒指導（自己存在感の確立、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の設定）をも行う。
- ⑤保護者との連携を深めるために、児童が良くなった点や良い点を学級便りや連絡帳を活用して伝える。連絡帳には子どもが良くなった点を多く書き、子どもの良い話題が家庭で増えるよう努める。けが等があった場合には、その日のうちに、家庭訪問や電話等で誠意をもって対応する。保護者から相談を受けた場合はカウンセリングマインドを持って親身に接し、受信優先で対応する。必要に応じて学校の状況や取組内容を説明し、理解を得るようにする。
- ⑥発達障害を含む障害のある児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童、東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- ⑦教職員の業務の見直しを行い、いじめに係る相談等に応じる時間を一層確保する。
- ⑧児童に対して、インターネット上のいじめが刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る等、重大な人権侵害に当たることを理解させるための情報モラル教育の充実を図る等の必要な教育活動を促す。
- ⑨この他、Q Uの活用など効果があると考えられる方策を工夫し、取り組む。

## 4 いじめ早期発見の取組

次のことに留意して、いじめの早期発見に努める。

### ①学級担任、授業担当者による行動観察

観察内容（例）

- ・机が少し離される
- ・表情がさえなくなり、うつむきかげんになる
- ・一人でいることが多い。
- ・わけもなく廊下や階段を歩いている
- ・体調不良を訴える

### ②教務職員による行動観察

- ・養護教諭
- ・司書
- ・用務員
- ・教務主任、教頭、校長

### ③アンケート調査

### ④Q U 検査

### ⑤児童のノート、日記

### ⑥連絡帳

### ⑦保護者からの相談

- ⑧同級生・登校班員からの相談
- ⑨個人面談
- ⑩地域からの情報
- ⑪その他の情報
- ⑫本人からの相談

## 5 いじめ発見時、及び重大事態事案への対応

いじめ早期発見のための取り組みにより、いじめ行為と判断した場合は、次の方策により解決を図る。

- ① 24時間以内に生徒指導委員会「いじめ対策会議」を開催する。
- ② 「いじめ対策会議」の中で次のことを検討する。
  - ・いじめを受けた児童及び保護者への支援
  - ・いじめた児童の指導及び保護者への助言
  - ・いじめに関係する（した）集団への指導
  - ・SNSが関係している場合はその対処
  - ・関係機関への報告と適切な援助の依頼

○いじめ、もしくは、いじめが疑われる行為を発見した場合は、その日のうちに、学級担任・生徒指導主事・教頭または教務主任に（少なくとも3名に）そのことを伝える。



○上記の報告を受けた場合、48時間以内に、学級担任、または、該当児童と人間関係の深い職員、もしくは生徒指導委員会の委員が、上記①～⑫のいずれか複数の方法によってできるだけ正確な状況調査及び情報の収集等を行う（該当児童との個人面談は必須）。状況確認は少なくとも3回実施。



○一週間以内に、学級担任・生徒指導主事・教頭または教務主任（少なくとも3名）に調査結果を報告し、いじめなのか、単発的なトラブル・いじわる行為の範囲かどうかを判断する。

- ③ 認知されたいじめが「いじめ防止対策推進法28条」の「重大事態」に該当する場合、あるいは「重大事態」に該当することが懸念される場合
  - ・市教委と緊密に連携しつつ「実態把握委員会」を設け、実態の把握と指導方針・内容等を協議・決定する。
  - ・**実態把握委員会の構成員は**、校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、関係者（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、児童民生委員、警察、PTA役員、学校評議員、市教委指導監等事案の内容に応じて）とする。
  - ・実態把握委員会には学校職員の他に上記の「関係者」を含むことを原則とする。

※重大事態と判断する例

- いじめにより、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると

認めるとき。

●いじめにより、児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

●いじめが原因で30日以上の不登校になった場合等。

※児童生徒や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

④いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめの防止等の対策のための組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 6 いじめ防止指導計画

※年度当初に、年間の計画を確認し合うとともに、組織体制を整える。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議	生徒指導委員会				教員研修	生徒指導委員会
	事案発生時に緊急対応会議の開催					
防止対策	学級開き	児童総会				
	P T A 総 会 年 部 会	S C と の 連 携				
		学級づくり・人間関係づくり・ソーシャルスキルの習得				

早期 発見	Q-Uの実施と結果の考察	心のアンケート	学校評価		
	SCとの連携				

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議			生徒指導委員会			生徒指導委員会
	事案発生時に緊急対応会議の開催					
防止 対策					学年部会	
	SCとの連携					
	学級づくり・人間関係づくり					
早期 発見	Q-Uの実施と結果の考察		個別懇談			
		学校評価				
		心のアンケート				
	SCとの連携					

## 7 その他

学校は在籍する全児童の「生きる力」を高めるためにある。それには学習活動全般への様々な工夫（授業の工夫）が必要である。それと同時に、授業の中での積極的な生徒指導による問題対応能力・自制心（セルフ・コントロール能力）や自己有用感を高める工夫も必要となってくる。

落合小学校全職員は、このことを常に意識し、教育課程にある学習内容を、生きる力を高めるに相応しい授業として展開していく。また、授業以外で子どもを指導する際にも、積極的な生徒指導を意識して取組を進めていく。

（令和4年4月現在 必要に応じ見直し検討を行う）